

単身の場合や、ご家族で働いているのが1人だけの場合、これだけではしんどいですよね。

第1回目の今回のアドバイスは、以下の3点です。

1. 民間の医療保険を考える前に病気で会社を休んだ場合、自分にいくら現金収入があるのかあらかじめ調べましょう。
ご自分の標準報酬月額から傷病手当金の額を算定してみてください。
特に19年4月からの改正も頭においてくださいね。
2. 病気休業の場合の会社の規定を、就業規則で確認しましょう。
全く給与が支払われないのか、病気見舞い金等があるのか記載されているはずですが。
3. これまで、会社を退職後健康保険の任意継続被保険者となった場合でもこの傷病手当金を要件があれば受給することが出来ましたが、19年4月から健保の改正で、**任意継続被保険者には傷病手当金は支給されない**こととなります。
この点は是非覚えておいてください。

健康保険法改正の詳細は、

<http://www.sia.go.jp/topics/2006/n1004.html>

を参考になさってください。

次回は、病気になった場合、どんなお金が出て行くのか考えて見ましょう。

★年金トピックス～年金と税金 ～

毎年、10月下旬になると老齢の年金を受給している方々に社会保険業務センターから翌年分の「扶養親族等申告書」が送られてきます。
初めて老齢年金を請求なさる方の場合には、裁定請求書に同書が同封されてきます。
現在の制度では、所得税の課税の対象となるのは老齢の年金のみなのですが、この年金について、「扶養親族等申告書」を提出することにより諸控除が受けられます。

所得税の課税対象となる老齢の年金額は、65歳未満の場合は108万円以上、65歳以上の場合は158万円以上(この場合老齢基礎年金も含む)です。
65歳未満かどうかの判定は、年金を受給する年の12月31日における年齢によります。

老齢基礎年金のみ受給なさっている方の場合、老齢基礎年金のみ裁定請求なさる方の場合、扶養親族等申告書の提出は必要ありません。

年金の源泉徴収額は年金支給額から各種の控除額(本人、扶養親族分)を差し引いた額の5%(源泉徴収率)となります。
65歳以降の方は、年金から差し引かれた介護保険料も控除されます。

この計算方法ですが、今年二つの変更がありました。
ひとつは年金の定率控除額(10%でした)の廃止。
もうひとつが、源泉徴収率の引き下げ(10%→5%)です。
但し、源泉徴収率の引き下げ分は、税源移譲で住民税が増えることとなります。
年金に関する所得税と住民税を合わせた税金の負担額は変わらないのです。
* 但し、定率減税廃止に伴う所得税は変更ありです。

申告書の未提出、提出後の扶養親族等の増加は、確定申告により還付を受けることが出来ます。

この所得税、老齢や退職(共済組合等)に関する年金のみが対象です。
障害や遺族の年金は非課税です。

~~~~~編集後記~~~~~

今回は11月15日の発行です。  
風邪がはやり始めたようです。  
皆様体調にはお気をつけください。  
メルマガについての  
皆様のご要望、ご意見をお待ちしています。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
